



内閣府

平成 25 年 7 月 23 日（火）
内閣府大臣官房
公益法人行政担当室

- ・公益財団法人全日本柔道連盟に対する勧告について
- ・「公益法人の自己規律について」

公益財団法人全日本柔道連盟における諸問題（柔道指導における暴力問題、独立行政法人日本スポーツ振興センターの助成金問題等）に関し、内閣府は本日、同法人に対し、公益認定法第 28 条第 1 項の規定による勧告を行いましたので、公表します。

（この勧告は、公益認定等委員会から同法人に対する 2 度にわたる報告徴収の結果を踏まえ、同委員会から内閣総理大臣に対して行われた同法第 46 条第 1 項の規定による勧告に基づき行うものです。）

また、今回の勧告に合わせて、公益認定等委員会は、全ての公益法人における自己規律の確保を改めて呼びかける声明を公表しましたので、お知らせします。

詳細は、別添資料を御覧下さい。

【本件問合せ先】

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

（公益認定等委員会事務局） 高角、中里、馬淵

TEL：5403-9538（直通）

FAX：5403-0231

(公財) 全日本柔道連盟に対する勧告及び「公益法人の自己規律について」

1. 経緯

- (公財) 全日本柔道連盟 (以下「全柔連」という。) は、平成 24 年 4 月 1 日に新制度の公益財団法人に移行し、内閣府の監督下にある。
- 本年 1 月以降、全柔連において、①女子日本代表選手の指導における暴力問題、②(独) 日本スポーツ振興センターの助成金問題、③理事による関係者へのセクハラ問題が、次々と明らかになった。
- 一連の不祥事につき、公益認定等委員会は、法人の適正な業務運営を確保する観点から、公益認定法第 27 条第 1 項に基づく報告徴収を実施。一度目の報告要求 (5 月 2 日) に対する全柔連の報告 (5 月 30 日) の内容が不十分で真摯さに欠けるものであったことから、異例の措置として、二度目の報告要求 (6 月 5 日) を実施するとともに、これを公表した (6 月 7 日)。

全柔連は二度目の報告要求に対する報告書を 6 月 25 日に提出

- 以上を踏まえ、公益認定等委員会において事案を審査した結果、公益認定法に基づき全柔連に対し勧告を行うことが適当と判断するに至り、7 月 23 日、委員会から行政庁 (内閣総理大臣) に対する勧告 (同法第 46 条第 1 項) を実施

これを受けて、同日、行政庁 (内閣総理大臣) から全柔連に対する勧告 (同法第 28 条第 1 項) を実施

(参考 1 : (公財) 全日本柔道連盟をめぐる一連の問題の経緯)

(参考 2 : 公益法人の監督措置に係る手続の流れ 等)

2. 勧告の概要 (→資料 1 : 全柔連に対する勧告書全文)

(勧告を行う理由) (→資料 1 の別紙 (委員会勧告書) 参照)

- ① 暴力問題に関し、現場の選手の声を受け止め、組織の問題として対処する仕組みが存在しなかったこと、また、助成金問題に関し、助成金の受給資格及び「強化留保金」への拠出について不透明・不適切な慣行を問題視せず放置していたこと等は、公益認定法に定める認定基準のうち「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力」に欠けている疑いがある。
- ② 一連の問題について、法人の執行部、理事会、監事、評議員会がそれぞれの責務を果たさず、一般法人法に定められた職務上の義務に違反している疑いがある。

執行部 法人のために忠実に職務を行う義務

理事会 法人の業務執行の決定、理事の職務執行の監督、代表理事の選定・解職

監事 理事の職務執行の監査とそのための各種権限

評議員会 理事及び監事の選解任など法人としての最高議決機関

(勧告において求める措置)

- (1) 暴力問題や助成金問題に関し、以下の措置を講ずること。
- ① 全柔連の公益目的事業である「柔道の普及・振興」(特に「競技者・指導者の育成」等)の実施に当たり、「技術的能力」(暴力等の不当行為に依存することなく競技者等を適正に育成することを組織的に実施し得る能力)及び「経理的基礎」(必要な費用を適切に計上し、透明性をもって管理すること及び助成金等を受け入れる場合のコンプライアンスを徹底すること。)を回復し、確立すること。
 - ② 問題の認められた助成金 6,055 万円について、(独)日本スポーツ振興センターとの協議が整い次第速やかに返還すること。返還により全柔連に生じた損害について責任の所在に応じた賠償請求等を検討すること。「強化留保金」は直ちに廃止し、再発防止策を徹底すること。
- (2) 一連の事態について、執行部(会長、専務理事、事務局長)、理事会、監事、評議員会の各機関における責任の所在を明らかにし、これに応じた適切な措置を講ずること。あわせて、各機関が期待される責務を適切に果たし、法人としての自己規律を発揮することにより、公益認定を受けた法人として事業を適正に実施し得る体制を再構築すること。
- (3) 上記(1)及び(2)の措置を平成25年8月末日までに講じ、行政庁に報告すること。また、その後おおむね半年ごとに2回、勧告の内容に沿った具体的施策及びその達成状況を報告すること。

3. 「公益法人の自己規律について」(公益認定等委員会の声明) (→資料2:全文)

- 全柔連に対する勧告と同時に、公益認定等委員会として、全ての公益法人に自己規律の確保を改めて呼びかける声明を発表

(概要)

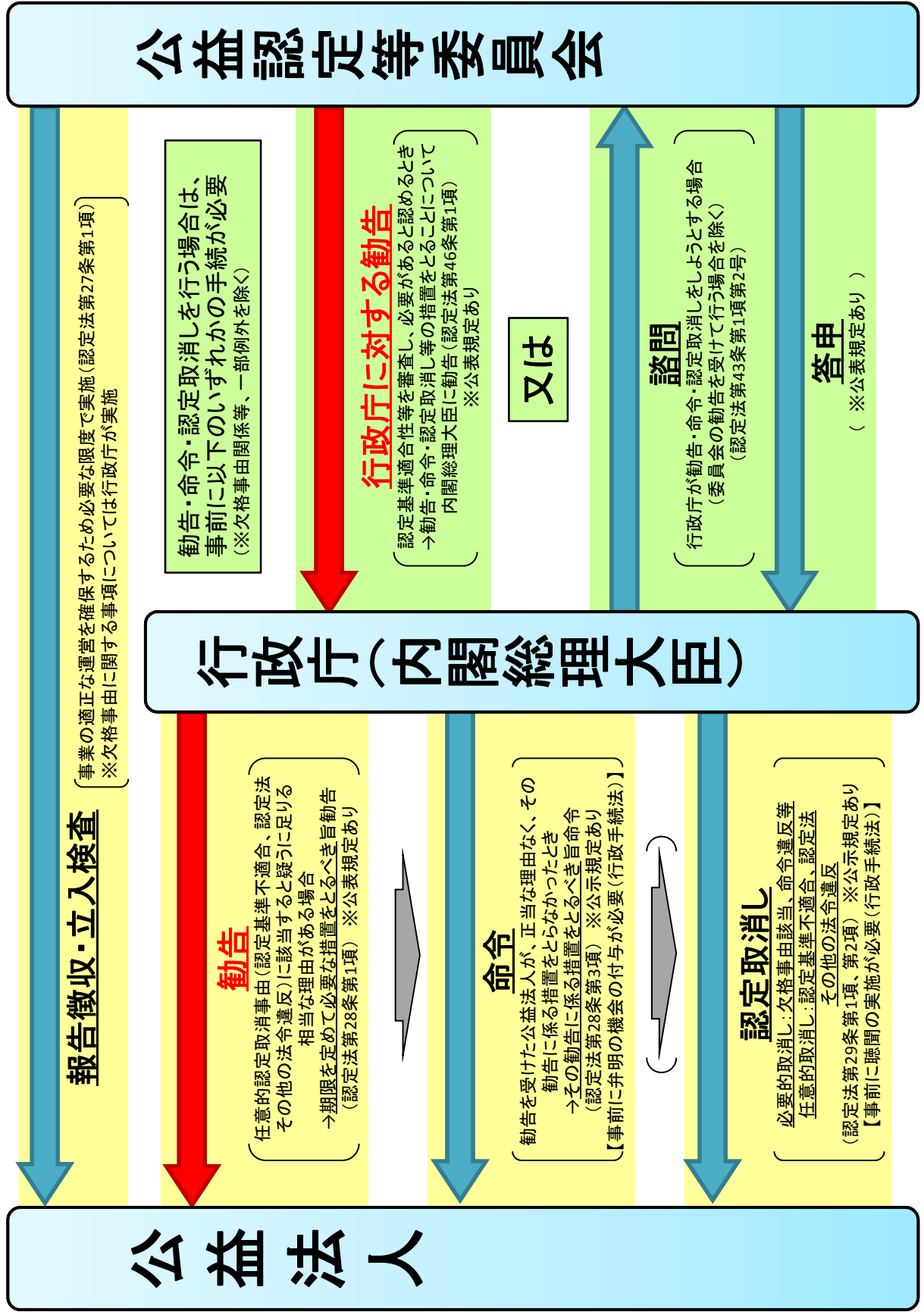
- ・ 公益法人は国民の信頼なくして成り立たず。法人運営を適正に行うことは、公益法人制度に対する信頼性確保のためにも大変重要
- ・ 各公益法人の実情に応じ、運営に外部の視点を反映させる仕組みの構築が必要。特に不祥事が発生した法人やそのリスクの高い法人は、健全な運営の回復・確保の観点から、外部人材の登用など、より積極的な外部の視点の導入が重要
- ・ 当委員会が法に基づく措置を講ずるより前に、各法人の主体的な自己規律の確保が重要。その意味で、統括団体・全国団体が傘下の法人の自覚を促す役割は大きい。

(公財) 全日本柔道連盟をめぐる一連の問題の経緯

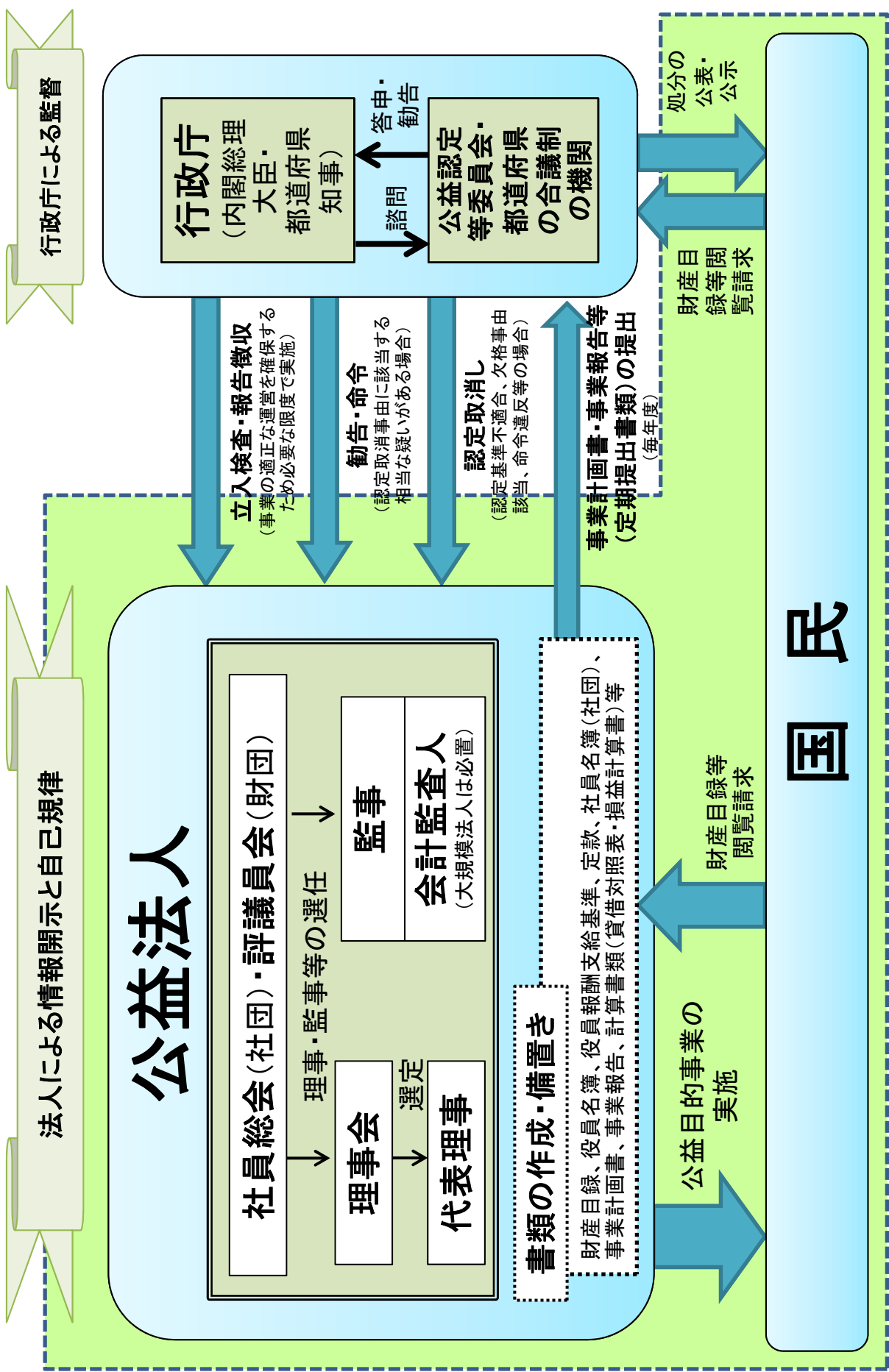
	報道、全柔連の対応	公益認定等委員会の対応
(平成 25 年) 1 月 29 日	[柔道女子日本代表の園田監督らによる暴力・パワーハラスメント行為について報道]	
2 月 8 日		<u>「所見～スポーツ指導における暴力行為等の問題に関連して～」を公表</u>
3 月 12 日	<u>全柔連第三者委員会(暴力問題関係)報告書</u>	
3 月 14 日	[全柔連の幹部が(独)日本スポーツ振興センター(JSC)から指導者に支給される助成金の一部を不正に徴収していた旨、報道]	
3 月 19 日	<u>JOCの全柔連に対する処分(交付金停止と改善勧告)決定</u>	
3 月 23 日	[全柔連の助成金問題で、選手指導の実態がないにもかかわらず強化目的の助成金を受け取っていた旨、報道]	
4 月 26 日	<u>全柔連第三者委員会(助成金問題関係)中間報告</u>	
5 月 2 日		<u>全柔連に対し第1回報告要求(暴力問題、助成金問題)</u>
5 月 23 日	[全柔連の現職理事による女性職員に対するセクハラ問題について報道]	
5 月 30 日		全柔連から第1回報告要求に対する報告の提出
6 月 5 日		<u>全柔連に対し第2回報告要求(暴力問題、助成金問題、セクハラ問題)</u>
6 月 7 日		<u>全柔連に対する2度の報告要求の実施を公表</u>
6 月 21 日	<u>全柔連第三者委員会(助成金問題関係)最終報告</u>	
6 月 24 日	全柔連理事会	
6 月 25 日	全柔連評議員会	全柔連から第2回報告要求に対する報告の提出
7 月 23 日		<u>全柔連に対する勧告を実施</u>

※ [] 内は新聞報道等による事実経過

公益法人の監督措置に係る手続の流れ



公益法人のガバナンス・情報開示と監督の概要



公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（抄）

（平成十八年六月二日法律第四十九号）

（公益認定の基準）

第五条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

- 二 公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

（報告及び検査）

第二十七条 行政庁は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、内閣府令で定めるところにより、公益法人に対し、その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該公益法人の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（勧告、命令等）

第二十八条 行政庁は、公益法人について、次条第二項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該公益法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

- 2 行政庁は、前項の勧告をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その勧告の内容を公表しなければならない。
- 3 行政庁は、第一項の勧告を受けた公益法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該公益法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- 5 （略）

（公益認定の取消し）

第二十九条 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。

- 一 第六条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 偽りその他不正の手段により公益認定、第十一条第一項の変更の認定又は第二十五条第一項の認可を受けたとき。
- 三 正当な理由がなく、前条第三項の規定による命令に従わないとき。
- 四 公益法人から公益認定の取消しの申請があつたとき。
- 2 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消すことができる。
 - 一 第五条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。
 - 二 前節の規定を遵守していないとき。
 - 三 前二号のほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき。

3 （略）

4 行政庁は、第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

5～7 （略）

(委員会への諮問)

第四十三条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、第八条又は第二十八条第五項（第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許認可等行政機関の意見（第六条第三号及び第四号に該当する事由の有無に係るものを除く。）を付して、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。

- 一 公益認定の申請、第十一条第一項の変更の認定の申請又は第二十五条第一項の認可の申請に対する処分をしようとする場合（申請をした法人が第六条各号のいずれかに該当するものである場合及び行政手続法第七条の規定に基づきこれらの認定を拒否する場合を除く。）
- 二 第二十八条第一項の勧告、同条第三項の規定による命令又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消し（以下「監督処分等」という。）をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）
 - イ 監督処分等を受ける公益法人が第二十九条第一項第一号又は第四号のいずれかに該当するものである場合
 - ロ 第十三条第一項若しくは第二十四条第一項の規定による届出又は第二十二条第一項の規定による財産目録等の提出をしなかったことを理由として監督処分等をしようとする場合
 - ハ 第四十六条第一項の勧告に基づいて監督処分等をしようとする場合

2 (略)

(委員会による勧告等)

第四十六条 委員会は、前条第一項若しくは第二項の場合又は第五十九条第一項の規定に基づき第二十七条第一項の規定による報告の徴収、検査又は質問を行った場合には、公益法人が第二十九条第一項第二号若しくは第三号又は第二項各号のいずれかに該当するかどうかを審査し、必要があると認めるときは、第二十八条第一項の勧告若しくは同条第三項の規定による命令又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しその他の措置をとることについて内閣総理大臣に勧告をすることができる。

2・3 (略)

(権限の委任等)

第五十九条 内閣総理大臣は、第二十七条第一項の規定による権限（第六条各号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人に該当するか否かの調査に関するものを除く。次項において同じ。）を委員会に委任する。

2 (略)

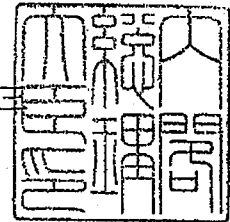


(資料 1)

府益担第5692号
平成25年7月23日

公益財団法人全日本柔道連盟
代表者 上村 春樹 殿

内閣総理大臣
安倍 晋三



勸告書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。）第28条第1項の規定に基づき、下記の措置をとるよう勧告します。

記

1 勸告年月日

平成25年7月23日

2 勸告の内容

公益法人としての信頼回復を図るため、以下の諸事項に関して公益認定法第5条第2号にいう「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力」を早急に回復、確立するとともに、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）の関係規定に基づく法人運営を確立するための措置を講ずること。

(1) 貴法人が自ら設置し、その結論を受け入れた「柔道女子暴力的指導問題に対する第三者委員会報告書」（平成25年3月12日）及び「振興センター助成金問題に関する第三者委員会最終報告書」（平成25年6月21日）において把握された事実関係及びこれに基づく改革提言、並びに公益財団法人日本オリンピック委員会が貴法人に対し平成25年3月19日に行った処分における改善勧告を踏まえ、以下の措置を講ずること。

① 貴法人が公益目的事業として「柔道の普及・振興事業」（特に、選手強化・育成、指導者育成等を内容とする「競技者および指導者の育成」や「競技会の開催」

等)を実施するに当たり、現場における競技者や指導者の生の声を聴き取る仕組みを設けること等を通じて、競技者等の育成・強化のための技術的能力(暴力等の不当行為に依存することなく競技者等を適正に育成することを組織的に実施し得る能力)及びこれに関連する経理的基礎(必要な費用を適切に計上し、透明性をもって管理すること及び助成金等を受け入れる場合のコンプライアンスを徹底すること。)を回復し、確立すること。

② 「振興センター助成金問題に関する第三者委員会報告書」で問題があると指摘された助成金6,055万円(受給資格のない者による受給及び「強化留保金」への抛出)について、独立行政法人日本スポーツ振興センターとの協議が整い次第、同センターに対する返還を速やかに実施すること。その際、当該返還によって貴法人に生じた損害については、当該問題に係る責任の所在に応じた法人としての賠償請求等の措置を検討すること。また、「強化留保金」については直ちに廃止するとともに、このような不適正・不透明な会計慣行が再び発生することのないよう、再発防止策を徹底すること。

(2) 今回の一連の事態における貴法人の執行部(会長、専務理事及び事務局長をいう。以下同じ。)の関与並びに一連の事態が明らかになって以降の執行部、理事会、監事及び評議員会の対応について、別紙(公益認定等委員会から内閣総理大臣宛て「勧告書」(平成25年7月23日付け府益第1021号)。以下「委員会勧告書」という。)の3(2)に記載のとおり、これらの各機関が一般法人法に基づき課せられた義務を果たし又は権限を適切に行使することにより法人としての自己規律を発揮することができなかったことを踏まえ、各機関における本件に係る責任の所在を具体的に明らかにし、当該責任の所在に応じた適切な措置を講ずること。あわせて、各機関が期待される責務を適切に果たし、法人としての自己規律を発揮することにより、公益認定を受けた法人として事業を適正に実施し得る体制を再構築すること。

(3) 上記(1)及び(2)の措置を平成25年8月末日までに講じ、報告すること。
また、その後おおむね半年ごとに2回、勧告の内容に沿った具体的施策及びその達成状況等を報告すること。

3 理由

委員会勧告書の3に記載のとおり、貴法人において、公益認定法第5条第2号に掲げる基準に適合しなくなったこと及び一般法人法の規定(第176条、第177条において準用する第63条第1項、第197条において準用する第83条、第90条第2項、第91条第1項及び第99条第1項等)により各機関に与えられた義務を果たし又は権限を適切に行使していないことにより、公益認定法第29条第2項第1号及び第3号に該当するに至ったと疑うに足る相当な理由があるため。

4 是正又は改善措置等の報告

上記勧告に係る措置を講じ、その内容を別添様式により内閣府大臣官房公益法人行政

担当室に報告すること。

5 報告期限

上記2（3）に記載の各期限（平成25年8月末日、その半年後（平成26年2月末日）及びその半年後（平成26年8月末日））

6 報告方法

書面により提出すること。

【参考】公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）（抄）

（勧告、命令等）

第28条 行政庁は、公益法人について、次条第二項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該公益法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 行政庁は、前項の勧告を公表したときは、内閣府令で定めるところにより、その勧告の内容を公表しなければならない。

3 行政庁は、第一項の勧告を受けた公益法人が、正当な理由なく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該公益法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4・5 （略）

（公益認定の取消し）

第29条 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。

一 第六条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

二 偽りその他不正の手段により公益認定、第十一条第一項の変更の認定又は第二十五条第一項の認可を受けたとき。

三 正当な理由がなく、前条第三項の規定による命令に従わないとき。

四 公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき。

2 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消すことができる。

一 第五条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。

二 前節の規定を遵守していないとき。

三 前二号のほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分違反したとき。

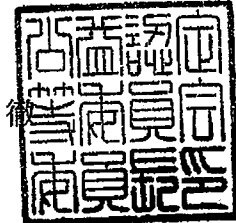
3～7 （略）



府益第1021号
平成25年7月23日

内閣総理大臣
安倍 晋三 殿

公益認定等委員会
委員長 山下 徹



勸告書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。）第46条第1項の規定に基づき、下記の措置をとるよう勧告します。

記

1 措置の対象となる法人

- (1) 法人コード：A015852
- (2) 法人の名称：公益財団法人全日本柔道連盟
- (3) 代表者の氏名：上村 春樹
- (4) 主たる事務所の所在場所：
東京都文京区春日一丁目16番30号 講道館内

2 勧告の内容

公益財団法人全日本柔道連盟（以下「当該法人」という。）については、3に述べるとおり、公益認定法第29条第2項第1号及び第3号に該当すると疑うに足りる相当の理由があるので、当該法人に対し、以下の措置をとるよう、同法第28条第1項の規定による勧告をすること。

(必要な措置)

公益法人としての信頼回復を図るため、当該法人において、以下の諸事項に関して公益認定法第5条第2号にいう「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力」を早急に回復、確立するとともに、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平

成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)の関係規定に基づく法人運営を確立するための措置を講ずること。

(1) 当該法人が自ら設置し、その結論を受け入れた「柔道女子暴力的指導問題に対する第三者委員会報告書」(平成25年3月12日)及び「振興センター助成金問題に関する第三者委員会最終報告書」(平成25年6月21日)において把握された事実関係及びこれに基づく改革提言、並びに公益財団法人日本オリンピック委員会が当該法人に対し平成25年3月19日に行った処分における改善勧告を踏まえ、以下の措置を講ずること。

① 当該法人が公益目的事業として「柔道の普及・振興事業」(特に、選手強化・育成、指導者育成等を内容とする「競技者および指導者の育成」や「競技会の開催」等)を実施するに当たり、現場における競技者や指導者の生の声を聴き取る仕組みを設けること等を通じて、競技者等の育成・強化のための技術的能力(暴力等の不当行為に依存することなく競技者等を適正に育成することを組織的に実施し得る能力)及びこれに関連する経理的基礎(必要な費用を適切に計上し、透明性をもって管理すること及び助成金等を受け入れる場合のコンプライアンスを徹底すること。)を回復し、確立すること。

② 「振興センター助成金問題に関する第三者委員会報告書」で問題があると指摘された助成金6,055万円(受給資格のない者による受給及び「強化留保金」への抛出)について、独立行政法人日本スポーツ振興センターとの協議が整い次第、同センターに対する返還を速やかに実施すること。その際、当該返還によって当該法人に生じた損害については、当該問題に係る責任の所在に応じた法人としての賠償請求等の措置を検討すること。また、「強化留保金」については直ちに廃止するとともに、このような不適正・不透明な会計慣行が再び発生することのないよう、再発防止策を徹底すること。

(2) 今回の一連の事態における当該法人の執行部(会長、専務理事及び事務局長をいう。以下同じ。)の関与並びに一連の事態が明らかになって以降の執行部、理事会、監事及び評議員会の対応について、3(2)に記載のとおり、これらの各機関が一般法人法に基づき課せられた義務を果たし又は権限を適切に行使することにより法人としての自己規律を発揮することができなかったことを踏まえ、各機関における本件に係る責任の所在を具体的に明らかにし、当該責任の所在に応じた適切な措置を講ずること。あわせて、各機関が期待される責務を適切に果たし、法人としての自己規律を発揮することにより、公益認定を受けた法人として事業を適正に実施し得る体制を再構築すること。

(3) 上記(1)及び(2)の措置を平成25年8月末日までに講じ、行政庁に報告すること。また、その後おおむね半年ごとに2回、勧告の内容に沿った具体的施策及びその達成状況等を報告すること。

3 理由

公益認定等委員会は、当該法人において発生した、①女子日本代表選手の指導における暴力問題（以下「暴力問題」という。）、②独立行政法人日本スポーツ振興センターの助成金問題（以下「助成金問題」という。）、及び③理事による関係者へのセクシャルハラスメント問題に関し、平成25年5月2日付け府益第897号及び同年6月5日付け府益第952号により、当該法人に対し、公益認定法第27条第1項及び第59条第1項の規定に基づく報告を求め、当該法人からそれぞれ平成25年5月30日及び同年6月25日に報告書の提出を受けた。

その際、平成25年5月30日付けの当初の報告書が公益認定等委員会の求めた事実関係を真摯に報告するものとなっていなかったことから、再報告を求めるとともに、公益認定等委員会からの報告要求の内容を公表したが、当初の報告書は、当該法人の執行部において作成され、理事会の承認を経ずに提出されたものであり、その内容は理事会の認識と異なるものであったことが、平成25年6月25日に提出された再報告書において明らかになった。

そこで、公益認定等委員会において、同法第46条第1項の規定に基づき、当該法人が同法第29条第1項第2号若しくは第3号又は第2項各号のいずれかに該当するかどうかを審査したところ、以下の事実が認められた。

- (1) 暴力問題に関し、当該法人において問題の所在を訴える現場の選手の声を受け止め、組織の問題として対処する仕組みが存在しなかったこと。また、助成金問題に関し、助成金の受給資格及び「強化留保金」への拠出の両面において不透明・不適切な慣行を当該法人が漫然と放置し、これを問題視することがなかったこと。特に「強化留保金」については、当該法人の事業遂行のため必要な経費を適正に費用計上せず、助成金の使用目的に違背する拠出を求めてこれを賄っていたこと。
- (2) 一連の問題について、当該法人の執行部、理事会、監事及び評議員会が、以下のとおりそれぞれ果たすべき責務を果たさず、当該法人が、公益法人に期待される自己規律の能力を発揮することができない状態にあること。
 - ① 当該法人の執行部は、代表理事である会長、業務執行理事である専務理事、及び両者の指揮監督下で法人の事務を統括する事務局長で構成されており、当該法人の業務執行機関として、当該法人のために忠実に職務を行わなければならない責務を有している（一般法人法第197条において準用する第91条第1項及び第83条）が、一連の事態に関して、法令等に基づき果たすべき職務上の義務に違反し、又は職務を怠っている疑いがあること。具体的には、以下のとおり。
 - ・上記（1）に記載のとおり、暴力問題、助成金問題のいずれの問題についても適時適切に問題の把握及び対応を行うことができなかった。
 - ・特に、助成金問題については、「振興センター助成金問題に関する第三者委員会報告書」にも明記されているとおり、執行部の枢要な地位を占める者が「強化留保金」の管理・運営の当事者として責任がある。
 - ・さらに、公益認定等委員会に対する当該法人の報告書（平成25年5月30日）及び「振興センター助成金問題に関する第三者委員会」に対する当該法人の要

望書のいずれについても、執行部が、理事会の認識と異なる内容の文書を作成し、理事会の承認を経ずに提出している。

- ② 理事会は、法人の業務執行を決定し、理事の職務の執行の監督を行うほか、代表理事の選定及び解職を行う権限を有し（一般法人法第197条において準用する第90条第2項）、これを適切に行使する責務を負っているところ、一連の事態に関する執行部の不適切な対応について、これを是正するための適切な権限行使を行わなかった。この点に関し、理事会を構成する個々の理事は、その果たすべき職務上の義務に違反し、又は職務を怠っている疑いがあること。
- ③ 監事は、理事の職務の執行を監査する権限を有し、これを実施するため各種の権限（報告要求・調査権、理事会招集請求権など）が付与され、また義務（不正行為等の理事会報告義務など）が課せられており（一般法人法第197条において準用する第99条、第100条、第101条等）、これらの義務を果たし権限を適切に行使する責務を負っているところ、一連の事態に関する執行部の不適切な対応について、これを指摘し是正を求める等の適切な権限行使を行わなかった。この点に関し、監事は、その果たすべき職務上の義務に違反し、又は職務を怠っている疑いがあること。
- ④ 評議員会は、理事及び監事の選任及び解任の権限を有する（一般法人法第176条、第177条において準用する第63条第1項）など、当該法人のガバナンスの確保のための最高の責任を負っているところ、上記①から③までに掲げる疑いのある執行部、理事会及び監事について、これらの権能を適切に発揮してきたとは言えず、この点に関し、評議員は、その果たすべき職務上の義務に違反し、又は職務を怠っている疑いがあること。

以上の事実は、いずれも当該法人が公益目的事業を適正に実施しうるだけの経理的基礎及び技術的能力を有していること及び理事会等の当該法人の機関が一般法人法に規定する権限等を適切に果たしていることについて疑念を抱かせるに十分足りるものである。

したがって、当該法人については、公益認定法第5条第2号に掲げる基準に適合しなくなったこと及び一般法人法の規定（第176条、第177条において準用する第63条第1項、第197条において準用する第83条、第90条第2項、第91条第1項及び第99条第1項等）により各機関に与えられた義務を果たし又は権限を適切に行使していないことにより、公益認定法第29条第2項第1号及び第3号に該当するに至ったと疑うに足りる相当な理由があり、同法第28条第1項の規定に基づき、当該法人に対して、2に掲げる必要な措置をとるべき旨を勧告することが適当である。

なお、本件に関し、公益認定等委員会としては、我が国発祥であり今や国際スポーツとなった柔道の我が国競技界を「統轄し代表する」団体である当該法人の早期の更生と再生を心より望むものである。

公益法人の自己規律について

平成25年7月23日
公益認定等委員会

公益法人は、民による公益の増進の担い手として、税制優遇措置を受けながら公益目的事業を実施する社会的な存在であり、国民からの信頼なくして成り立ちません。法人の運営を適正に行うことは、それぞれの法人だけの問題ではなく、公益法人制度に対する信頼性を確保するためにも大変重要なことです。

当委員会は、本年2月8日に発表した「所見」において、「公益法人には、社会的存在としての責務を自覚し、独善に陥らないよう省みて現実を直視し自らを厳しく律していくこと、同時に、法人内部にとどまらず、外部の様々な関係者とも十分なコミュニケーションを通じて信頼関係を構築し、開かれた透明性の高い業務運営を行うことが求められて」いる旨を述べました。大変残念ながら、その後新たに明らかになった公益法人の不祥事案や、当該事案に対する法人の対処状況等に接していく中、上の所見で述べたことの重要性について、改めて痛感せざるを得ません。

当委員会では、本年6月から、公益法人の自律と活性化に向けて関係団体及び有識者からのヒアリング・意見交換を行っていますが、その中でも、公益法人のガバナンスの確立に関し、団体内の「仲間意識」などが不祥事につながっており、「これを打破するためには、団体の組織に外部の第三者を加えていく必要がある」旨の御意見がありました。

公益法人はいずれも国民からの信頼を得て初めて成り立つ存在であり、法人の規模や構成員、事業内容、置かれている環境は様々ですが、外部の声に耳を傾け、これを踏まえて適正な運営を行っていかねばならないことに例外はありません。各法人の実情に応じた創意工夫により、その運営に外部の視点を反映させる仕組みを構築することが望まれます。

とりわけ不祥事案が発生した法人や、業務の性質上不祥事案の発生の高リスクの法人については、法人としての健全な運営を回復し、確保する観点から、法人の理事会や監事、評議員会等の機関に外部の人材を登用するなど、より積極的に外部の視点を導入していくことが、極めて重要です。

理事会、監事、評議員会又は社員総会という法人の各機関が、法の規定に則り期待される役割を適切に果たし、法人として自己規律をしていくことは、公益法人としての運営の基本原則です。もとより、公益法人の運営が公益認定法や一般法人法のルールに抵触するような事態が生じれば、当委員会として、法に基づいた措置を講じることになりますが、それ以前の段階で、各法人が主体的に自己規律を確保していくことが重要です。その意味では、当該分野の統括団体や全国団体等が、傘下の加盟団体・法人の自覚を促しガバナンスの改善を図っていくことについて果たす役割は大きいと考えています。

公益認定法の運用に当たる当委員会としては、各公益法人における積極的な取組及び統括団体等の努力を通じ、各法人の自己規律の能力が向上すること、また、それにより公益法人制度に対する国民の信頼が確保されることを、切に望みます。

公益認定等委員会（第241回）におけるヒアリング・意見交換の概要

1. 日時：平成25年6月21日（金）13：30～16：00
2. 場所：虎ノ門37森ビル12階 委員会室
3. 出席者：
（委員）山下委員長、兩宮委員長代理、惠委員、小森委員、門野委員、北地委員
（事務局）高野局長、讃岐次長、相馬総務課長
4. 議事（関係部分）：
公益法人の自律と活性化に向けたヒアリング・意見交換
（公財）日本オリンピック委員会 市原則之専務理事、平眞事務局長
（公財）日本体育協会 岡崎助一専務理事、河内由博総務部長

5. 議事概要（関係部分抜粋）：

[公益法人の自律と活性化に向けたヒアリング・意見交換]

（公財）日本オリンピック委員会（以下「JOC」）の市原専務理事から資料に沿って説明の後、委員との意見交換を行った。（○：委員等、◎：市原専務理事、平事務局長）

- スポーツ団体の多くはボランティアで支えられているから財政的な規律やガバナンスやコンプライアンスに対する意識が低いという話があったが、ボランティアに支えられている団体は他にもたくさんあり、組織運営がしっかりしなくてよい理由にはならない。
- ◎ 御指摘のとおり、スポーツ団体だから特別だということはない。スポーツで国際競技力を高めていくためには、多額の資金が必要となる。そこに従来のスポーツ界の体質（派閥、師弟関係、仲間意識など）が加わり、結果として補助金等の不適切利用などの不祥事に至っていると感じている。これを打破するためには、今後、各団体の組織に外部の第三者を加えていく必要があると考えている。
- 閉じられた組織で長い間活動していると、団体内の常識が世間の常識から乖離することがある。第三者を入れる際には、どのように第三者を選び、組織の中に入れていくべきとお考えか。
- ◎ 例えばJOCの場合だと、各競技団体から選ばれる理事の他に、7、8名の学識経験理事という枠がある。ここに、女性の方や国際的経験豊かな方、経済に詳しい方など、必要に応じた外部有識者を入れていく必要があると考えている。
- スポーツ界では従来から細かい不祥事が続いてきているが、統括団体であるJOCは、これらの問題が起き始めた頃から、何を感じ、どういう対策をとって来たのか。
- ◎ 各団体において少ない予算で何とかやりくりしようとの思いが原因の一つであると感じている。専任コーチに対する報酬のうち一部は競技団体の負担となるが、その負担分のうち競技団体が負担できない分が、コーチからの負担という構図があった。国の委託事業として受ければ競技団体の負担はなくなる。「これからのJOC検討会議」という有識者会議でも、外部の方に入っただき、このような役割について検討していただきたいと考えている。
- 個々の選手や指導者に対する公金使用の在り方やコンプライアンスなどについての教育指導として、何を行ってきたのか。
- ◎ 各競技団体の事務担当者を集めての周知・徹底・指導を毎年行っている。
- 暴力行為・パワハラ等の不祥事の原因究明や再発防止は、どのような場で話し合いをしているのか。

- ◎ (公財)日本体育協会、(公財)日本障害者スポーツ協会、(公財)全国高等学校体育連盟、(公財)日本中学校体育連盟とともに、スポーツ界として「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を採択した。暴力行為根絶には、指導者に対して様々な場で何度も繰り返し伝えていくしかない。一方で、「貧しさの中で強さを求める」スポーツから、「豊かさの中で強さを求める」スポーツに実態が変わってきている。選手が自ら納得して自発的にトレーニングできるようにするにはどうしたらよいか、指導者も悩んでいる。
- 6月27日にJOCの加盟団体規程を改訂されるとのことだが、加盟団体の取り組むべき事項として、「一定割合の外部理事を入れること」等の文言を入れることを具体的に検討できないか。
- ◎ スポーツ団体の役員女性比率については、ブライトン宣言により女性役員を20%以上にすることが目標となっているが、まだまだ達成できていない。役員に外部の視点を入れることについても検討したい。
- 不祥事に対応するには外部理事等を入れることが必要との御説明であるが、資料中の加盟団体に対する勧告の例でも、外部理事等の導入には触れていない。加盟団体規程の改正案を更に具体化し、スポーツ団体における自己規律を促す観点から、外部理事等の導入を加盟団体の義務として具体的に書き込むことが重要なのではないか。

[公益法人の自律と活性化に向けたヒアリング・意見交換]

(公財)日本体育協会(以下「日体協」)の岡崎専務理事から資料に沿って説明の後、委員との意見交換を行った。(○:委員等、◎:岡崎専務理事、河内総務部長)

- スポーツ団体における問題等が起こっている中、統括団体として加盟団体と密接なコミュニケーションをとっているか。
- ◎ 加盟団体とは定期的に、また必要があれば臨時に集まって、監督、指導等を行っている。また、加盟団体と共同で各種事業を行っており、一方、スポーツ指導者育成事業については、講習会のカリキュラムや資格認定の基準等は日体協が決めているが、事業を実施する際には加盟団体と十分話をしながら進めている。
- 暴力行為等の問題について、加盟団体へのメッセージの発出は行われている一方で、加盟団体規程には、お金に関わる処分の規定はあるが、暴力行為等に関するものはない。
- ◎ 暴力行為等や不正経理の問題に対する処分については、倫理委員会の検討事項となっている。両方を吟味した上で判断する。
- 加盟団体規程を見ると、暴力行為等の問題に適切に対応するとの規定がビルトインされていない。暴力根絶に向けてガイドラインなどで文書化は進んでいるが、その内容を加盟団体規程にも盛り込み、加盟団体の自己規律を促すなどの具体的な考えはあるか。
- ◎ 現時点で具体的に検討しているわけではないが、貴重な助言を頂いた。倫理委員会等において年内を目途に検討してもらう。
- 加盟団体規程の第4章「義務」の規定には事務的事項が並んでおり、「日本体育協会スポーツ憲章」を守っていくことが書かれていない。スポーツ憲章に書かれている「国民スポーツの振興を図るため、スポーツ精神を育む」といった公益性の本質に関わる重要なことを加盟団体の義務として書き込むことが、傘下団体への指針にもなり処分等の基準にもなるのではないか。
- ◎ 今後、検討したい。

(文責:公益認定等委員会事務局)